

公益財団法人倉敷スポーツ公園役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人倉敷スポーツ公園（以下「当財団」という。）の定款第14条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第23条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わず、かつ、費用とは明確に区分されるものをいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものをいう。

(報酬等の支給)

第3条 当財団は、役員に対し職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

2 報酬は、年間報酬額を定め、その金額を12等分した金額（以下「報酬月額」という。）を毎月支給する。

3 評議員には、定款第14条に定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

4 前各項の規定にかかわらず、岡山県及び倉敷市の常勤の特別職及び一般職の職員である役員及び評議員には報酬等は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 当財団の役員の年間報酬額は、次の金額の範囲内において理事会で決定するものとする。

理事長	年間報酬額	500万円
常務理事	年間報酬額	500万円
監事	年間報酬額	60万円

2 評議員の報酬は、定款第14条に定める金額の範囲内において次のとおりとする。

評議員会出席の都度	1万円
-----------	-----

(通勤手当の支給)

第5条 常勤の役員には、その通勤の実態に応じ、通勤手当を支給する。

2 通勤手当の算定については、当財団の職員給与規程を準用する。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むことができる。

(費用)

第7条 当財団は、役員及び評議員がその職務を行うために要する費用の支払いをする

ことができる。

(公表)

第8条 当財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、公益財団法人倉敷スポーツ公園への移行の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年5月30日から施行する。